

第39回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和2年7月9日(木)

招集場所 江府町山村開発センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	下垣 涼子	7番	森 光正
2番	賀本 幹穂	8番	山本 信男
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三八郎	10番	松原 憲治
5番	奥田 隆範	11番	川上 博久
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 松原 俊二
農林課長 末次 義晃

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
第2号議案 農用地利用配分計画(案)について
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 非農地証明について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

6番委員 加藤 直行 7番委員 森 正光

事務局： 皆さんおはようございます。第39回江府町農業委員会総会を始めさせて頂こうかと思ひます。下垣委員さんですけれども、こちらに向かっているという連絡がありました。それでは農業委員会憲章の唱和を奥田委員さんの進行でお願いしたいと思います。

委員： 全員で農業委員会憲章の唱和（進行、奥田委員）

事務局： ありがとうございます。では一二三会長挨拶の方をお願いいたします。

会長： 皆さんおはようございます。今日は第39回の江府町農業委員会の総会です。このメンバーで最後の総会となりました。中田さんも長い間入院治療をされておりましたけれども、お元気になられて、最後の総会に出席いただけたと、全員そろって最後の総会が出来ますこと心より感謝申し上げます。昨日大山山麓広域営農団地事業推進会議がありまして、農業委員として出席を求められましたので、小林課長について行ってまいりました。1市3町、米子市、大山町、伯耆町、江府町でメンバーは構成されておりまして、昭和50年から開拓がはじまっております。開拓された大山の裾野は1,315haと記録されておりまして、現在1,293haで98%の農地が使われていると言う様な報告がありまして、ダムの敷地は助沢地内でありましたが、当時40年以上立ってダムができると言う様な話が出たと言う事で、起工式には多くの皆さんにお集まりいただきまして、大変盛大に起工式をして頂きました。平成7年から平成13年までダムの工事が進みましたが、完成したあかつきには減反政策等で現地ではもう水がいらないと、そういう声を聴きながらダムが完成しまして、いつ竣工式がされたのか分からないうちに終わっていたと言う様な話を聞いて、非常にさみしい思いをしておりましてけれども、昨日行ってみますと畑地の散水によって、白ネギ、ブロッコリー、そういうものがその散水によって育てられて、大切な水になっていると言う話を聞きました、大変感激をして帰りました。地元の人にそう言った水が活用されていることを皆さんにお知らせしたいと思いかえってまいりました。いろいろ話がしましたが、今日は最後の総会でございます。スムーズに進行できますようにご協力をお願いいたします。

議長： それではこれより総会審議に入ります。今日は全員出席でございます。先ほど局長の方からもありましたが、下垣委員さんも追って出席いただけることと思っております。先ず議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は議長より指名させて頂くことにご異議ございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。そう致しますと、議事録署名委員は加藤委員、森委員にお願いいたします。尚、本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして報告事項がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局： はい、報告事項が3件ございます。報告事項（1）公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地一時転用について報告させていただきます。届出の方が日野県土整備局発注

議 長： 議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、事務局より説明を頂きました。皆さんの方で質問はございますか。質疑、意見がありませんので、議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員賛成）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認いたします。それでは議事に入ります。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： はい、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りします。資料の35ページ、36ページになります。農地の方が大字〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地籍が〇〇〇㎡、地目は〇でございます。譲渡人が〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく〇〇〇の〇〇〇〇さん、と言う事での所有権移転の申請が出ております。次のページに地図を付けております。該当の農地を赤で塗ってありますが、その隣の〇〇〇〇番〇につきましては5月の総会でお諮りさせて頂いて、承認いただいた農地でございますけれども、もう1筆こちらが残っていたと言う事での追加の申請でございます。以上です。

議 長： はい、現地に詳しい長尾推進委員さんでしょうか。

長 尾： 前回上の〇〇〇〇番〇が3条の所有権移転が掛かったんですけど、調べられたら〇〇〇〇番〇と言うのが残っていたと言う事で今回追加で掛けられたという事です。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。議案第3号の事情につきましては、長尾推進委員さんの方からも補足説明を頂きましたけれども、先般の申請の時に土地が残っていたと言う事でございます。そう致しますと、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか、質疑、意見がありませんので、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員賛成）

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認をいたします。それでは議事に入ります。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： はい、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、お諮り申し上げます。ページの方が37ページ、38ページ、それと別添の資料1①と②をご覧ください。こちらの農地でございます。大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇及び〇〇〇〇番〇、両方とも地目は〇でございます。〇筆の合計面積が〇〇〇.〇〇㎡と言う事でございま

す。譲渡人が〇〇〇の〇〇〇〇〇さん、譲受人は同じく〇〇〇の〇〇〇〇〇さんと言う事で、こちらの土地につきましては、許可後におきまして〇〇〇の〇〇として活用したいと言う事での申請でございます。場所は38ページの地図に赤く塗ってあるところでございます。資料1①の方に公図を付けさせていただいております。許可後の計画でございますけれども、先ほど申し上げました、〇〇〇の〇〇として使いたいと言う事でございます。別添の資料1②と言う形で付けさせて頂いておりますが、実際町道の部分から1mくらい下がった農地、低い農地になっておりまして、計画の中では、周りをエル字型のコンクリートの擁壁を張って、その中に盛り土をして大体道路面と同じ様な高さに持ち上げる、と言う様な計画をされている様でございます。東側には用地を譲り渡していただく〇〇〇〇〇さんの〇がある訳ですけども、そちらにつきましても雨水等の水関係は取得した土地の中で地下浸透をしての処理をされると言う事で、横に水路等は設けておられないと言う事でございます。先般現地の確認を頂いた中で写真も撮ってきて付けさせて頂いておりますのが資料1①でございます。敷地の中には構造的なものが見うけられますけれども、温室等でこちらを使っておられたと言う様な事を言っておられました。こちらでも計画の中では撤去、処分をして設置をすると言う事です。説明は以上でございます。

議長： 局長の方から詳しく説明を頂きました。賀本委員さん、宇田川推進委員さんに立ち会っていただいた様ですが、補足説明があればお願いをします。

宇田川： 現地を確認しました。本人の立ち合いまでして話を聞きました。もう何年も使ってないと、前も畑らしき作った様子はないし、〇〇〇に分けてほしいと言う話をしたら、隣も高くしてもいいと言う許可をもらったので、〇〇〇にしたいと、今は〇を〇〇〇ところがないのでぜひお願いしますと言う話がありました。地図を見てもらったら分かるように、屋敷周りで日当たりも悪いし何も作れない、と言う事で利用をしてもらったら良いのではないのかなと思いました。

議長： ありがとうございます。現地を確認いただきまして、説明を頂きました。そう致しますと、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

川上： 一つだけ、〇〇〇を造成されるわけですけど、周辺の地権者との了解はなされているわけですね。

事務局： 所有者の方の承諾も得ております。半の上の農事組合の方からも承諾書が添付されて出ております。

議長： 資料1②は専門の方が書かれた図面も添付いただいておりますが、私も県の審査会に出席させていただいておりますと、肝心ことは、この駐車場の雨水の排水が他の農地に影響がない様な排水の設備がありません。そう言う事がいつも指摘されます。平面図はそれでいいんですが、大事なことは周りの農地に雨水等の影響がないと言う事の説明が

必要だと思います。これからはそういうものも付け加えて頂く事が農業委員会の審査の対象だと思いますので、今後はその点もお願いをしたいと思います。それと壁画1, 100上がります。どの高さまで埋められるとか、そういう事が書いてありません。そういう指摘もあるかと思っています。

宇田川： 資料1を見て頂きますと、賀本委員さんが立っている、それが実際の高さです。

議長： ですから、それを図面の上で明記してほしいと思います。

宇田川： まだ車庫の図面も出来てないです。

議長： 今後は事務局でもお願いをして、皆さんにきちんと分かって頂ける様な図面にして頂く事が必要だと思います。そう致しますと、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認いたします。それでは議事に入ります。議案第5号、非農地証明願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： お手元の資料39ページ、40ページになります。それと別添の資料2をご参考ください。こちらのお諮りする農地でございます。大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、地目は〇で、地籍が〇〇〇㎡でございます。こちらは〇〇の〇〇〇〇さんから申請されたものでございます。40ページに図面を付けております。赤く塗ってあるところが申請の農地でございます。こちら先般賀本委員さん、宇田川推進委員さんに現地の確認を頂いた時の写真を付けさせていただいております。区域の警戒が木等によってはっきりと確認が出来なかったんですけども、その一部のところの写真を付けさせていただいております。ご覧の通り細い竹のような植物が生えておりました。こちらは原野でと言う事でお諮りをさせていただきます。以上でございます。

議長： ただ今事務局より説明を頂きました。この件につきましても賀本委員さん、宇田川推進委員さん両名が立ち会われた様でございますが、コメントを頂けますか。

宇田川： はい、地権者さんがこんな所があるとはご存なかったと言う事で、行ってみたら原野になっていたと言う状況で、ここは見られたら分かる様に、耕作が出来るような農地ではないです。

議長： 事務局からも現地の確認を見に行かれました委員さんからも説明を頂きました。それでは議案第5号、非農地証明願について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか。質疑、意見がありませんので、議案第

5号、非農地証明願について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認いたします。以上を持ちまして議事は終了いたしました。その他に入りたいと思います。最初に、(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 別添の資料3を見ていただけたらと思います。一覧にさせて頂いております。全部で5名の農地利用最適化推進委員の募集をお願いしたところがございます。江尾・日光のところで1名が難航していたところがございますが、この度1名応募がございましたので、こちらを挙げさせて頂いております。これで募集人数5名に対しましてそれぞれ地区別できれいに5名そろったと言うところがございます。

議長： 今、農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況について局長の方から説明を頂きました。皆さんの方でお聞きしたい点とかございますか。無い様でございますので次に進みたいと思います。次回の農地相談会について説明をお願いします。

事務局： 先般ご案内をさせて頂いております。日時が7月16日木曜日、午後1時30分から3時30分まで、場所は山村開発センター1階会議室と言う事でございます。お世話になります委員さんでございますけども、谷口推進委員さんと宇田川推進委員さん、と言う事でお願いをいたします。以上です。

議長： よろしいでしょうか。

両委員： はい。

議長： ではよろしくをお願いします。その他につきまして事務局からの説明は以上ですが、皆さんの方で何か質問なりご意見がございましたらお伺いしたいと思います。いかがですか。

宇田川： はい、先般の農業委員会の総会の時に、寄付と言うか皆さんに協力していただきまして、賀本さんにも会計として入っていただいておりますが、その時には礼も言えなかったもので、改めてお礼申し上げます。3年まえからジビエに取り組むにあたって皆さんに協力を頂いただけで満足しましたけれども、どうにかここまで立ち上げることができました。今日も午後から日野町の方から4人来るようですが、江府町も立ち上げて1年経って先が見えれば何かその時考えましようと言っていましたけど、私の言える立場で言えば日野町も作られたら、と言う話は電話でも話しましたけれども、やるのは我々地美恵ですので、施設は行政のを借りますけれども、何れにしても行政の施設を借りている以上は、行政が良いですよと言う事になれば、地美恵さんの考えですよ、と言われればそれから考えて行く訳ですけれども、5日ほど前には3人ほどアスパルに研修にも行き

ました。徐々にですけれども売れ筋もついてきて、小料理屋さんとか4軒にも出しています。勉強にも来られています。隠すことの何もないので、とにかく全て教えますので、と言う事で今やっています。後どれだけ続けられるかは分かりませんが、後継者を早く見つけることをこの3年間で若手の教育、育成をしていきたいと言う事を地美恵の会でも言っていますので、していきたいと思っています。本当にありがとうございました。

議長： ありがとうございました。宇田川さんには大変な苦勞がありましたけれども、非常に熱心に捕獲が出来たら毎日上がって処理をして、今のところ無報酬でやっておられます。我々も一員でありますけれども、ほんとに感謝を申し上げたいです。私は道の駅でしか見たことがございませぬけれども、他の出荷をされている方はただイノシシの肉だけでございます。ところが地美恵で処理をされたものは、令和元年何月何日捕獲したものと、しかもこれはイノシシですとか鹿ですとか全部書いてあります。しかも年齢も性別も、そういう所まできちんと明記したものが出荷されております。お客さんの信頼も一段と高いものだと思います。宇田川さんの人生に託された技術を持って、そこまでできるんだと私も感激をしているところでございます。今も話がありましたけれども、小料理屋さんとかも熱心に地美恵に出かけて来られて、宇田川さんの技術を見られて、安心をして肉をお求めになつてと言う事で、地美恵の仲間も感謝をしているところでございます。本当にありがとうございます。いつまでもこれが続いて、ますます栄えていくと言う事を祈っているところでございます。私の方からも皆さんにお礼を申し上げたいと思います。3年まえ地区から誰もおられませぬので、せめて自分たちの地区は自分たちで守る。選出した委員で農地を守って行きたい、そういう思いで出させて頂きましたけれども、こういった大役を受けすることになりました。不肖わたくしが江府町農業委員会の会長と言う大役をお受けさせて頂きましたけれども、関係行政機関、特に農林課長はじめ農業委員の皆さん方にしっかりと支えて頂いて、3年間務めさせて頂きました。本当に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。私も高齢でございます。ゆっくり田んぼをしたいと思っています。農業委員会にさせて頂いて農地維持も大変だと言う事をつくづく感じて参りました。江府町も農業ができることが江府町を元気になる事だをつくづく感じてまいりました。これから務めて頂きます皆様方には、さらに農業委員が江府町の農政を引っ張っていく一員として、しっかりと江府町の農業をして頂きたいと、その様に強くお願いを申し上げます。わたくしは何もできませんでしたが、皆さん方にそう言った思いを託して大役を終わらせて頂きたいと思っております。本日まで本当にありがとうございました。そう致しますと、第39回江府町農業委員会総会、最後の総会でございましたが、以上を持ちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員

6 番委員

署名委員

7 番委員